

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一～三（略）</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービス<sup>（一）</sup>の提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなされる金融サービス<sup>（二）</sup>仲介業者（金融サ</p>	<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一～三（略）</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役</p>

ービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サ  
ービス仲介業者をいう。第四十二号において同じ。)を含む  
。以下同じ。)が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第  
二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第  
八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に  
規定する役務の提供

五〇四十 (略)

四十一 弁理士が行う弁理士法(平成十二年法律第四十九号)

第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定  
する役務の提供及び同法第三十七条第一項に規定する特許業  
務法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の  
提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供

四十二 金融サービス仲介業者が行う金融サービスの提供に関  
する法律第十一条第八項に規定する金融サービス仲介業務に  
係る役務の提供及び同条第九項に規定する指定紛争解決機関  
が行う同条第十二項に規定する役務の提供

四十三 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成  
十三年法律第五十七号)第二条第二項に規定する自動車運転  
代行業者が行う同条第一項に規定する役務の提供

(削る)

四十四〇五十一 (略)

務の提供

五〇四十 (略)

四十一 弁理士が行う弁理士法(平成十二年法律第四十九号)

第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定  
する役務の提供及び同法第三十七条第一項に規定する特許業  
務法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の  
提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供

(新設)

四十二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成  
十三年法律第五十七号)第二条第二項に規定する自動車運転  
代行業者が行う同条第一項に規定する役務の提供

四十三 削除

四十四〇五十一 (略)